ACSES ニュースレター_２０５８号（2021 年 3 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・ 消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・医療機器自主回収のお知らせ（クラスⅠ）（販売名：アシュリティMRI、エンデュリティ MRI）〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２７報）〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・東海第二原発の運転禁じる　水戸地裁が住民側の訴え認める〈新聞報道〉
・伊方原発 3 号機運転差し止め決定を取り消し　広島高裁異議審〈新聞報道〉
・柏崎刈羽原発、最悪評価が確定　核防護不備、東電「意見なし」〈Web 報道〉
[大震災対策]
・東日本大震災の教訓伝える「震災アーカイブ」閉鎖相次ぐ〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 「硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン」の公表について〈環境省〉
[4] 化審法新規化学物質等の蓄積性に関するデータ
◇平成 26 年度に判定済みの化審法新規化学物質等の蓄積性に関するデータを追加しました〈製品評価技術基盤機構〉
[5] 農薬
◇「農薬登録情報提供システム」の更新のお知らせ〈農林水産省〉／農薬登録情報・速報の更新のお知らせ（農薬登録情報提供システム移行に関するお知らせ）〈農林水産消費安全技術センター〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[6] 食品安全衛生関係
◇ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇フランスのオー・ラン県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇ 日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動について〈農林水産省〉
[7] 廃棄物関係
◇PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和元年度）について〈環境省〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　６件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
[9] その他省庁発表　　11 件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

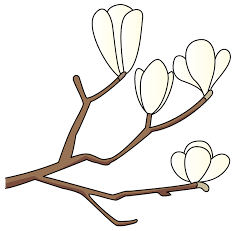

辛夷（拳、コブシ）

［開催案内］　６件　　［開催記録、報告、資料等］　４件
[13] 海外の化学物質管理情報
○国際：１件　　○欧州：７件　　○米国：８件　　○カナダ：３件　　○ロシア：1 件
○アジア：５件
[14] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件
[付録]
◇株式会社レッドスパイスに対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023528/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210318_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：30 件
うち重大事故等として通知された事案：22 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023527/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210318_02.pdf
1. 事故情報(食中毒情報を除く。)：２件、2. リコール・自主回収情報：３件、3. 食中毒情報：３件

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・医療機器自主回収のお知らせ（クラスⅠ）（販売名：アシュリティ MRI、エンデュリティ MRI）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17428.html
本日、東京都より、アボットメディカルジャパン合同会社が下記の医療機器の自主回収に着手した旨の情報提供がなされましたので、お知らせいたします。

記

一般的名称：植込み型心臓ペースメーカ
販売名：アシュリティ MRI、エンデュリティ MRI
回収対象数量：441 台
出荷時期：平成 27 年８月１日から平成 31 年１月８日まで

東京都における報道発表資料
https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000754517.pdf
医療機器自主回収のお知らせ
植込み型心臓ペースメーカ
都内の医療機器製造販売業者から植込み型心臓ペースメーカを自主回収する旨、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく報告がありましたのでお知らせします。

１ 概要
アボットメディカルジャパン合同会社（港区）は、同社が製造販売した「アシュリティＭＲＩ」及び「エンデュリティＭＲＩ」について、海外製造元から、部品の製造工程の不備に起因した、電気的問題が発生する可能性があるとの報告を受けました。このため同社は、当該製品を自主回収することを決定し、令和３年３月１６日、東京都に対し、医薬品医療機器等法の規定に基づいて報告を行いました。
なお、現在までに国内外において重篤な健康被害が発生したとの報告はありません。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２７報）　（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n2dAOYmgFlA5OPcNY
１　自治体の検査結果
小樽市、岩手県、宮城県、仙台市、群馬県、埼玉県、東京都、文京区、横浜市、新潟県、山梨県、静岡県、高知市
※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
※ 基準値超過　なし
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
※ 基準値超過　　なし

[原子力施設全般]

・東海第二原発の運転禁じる　水戸地裁が住民側の訴え認める
＜東京新聞　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/92269
茨城県東海村にある日本原子力発電（原電）の東海第二原発＝東日本大震災で被災し停止中＝を巡り、周辺住民らが運転の差し止めを求めた訴訟の判決で、水戸地裁（前田英子裁判長）は 18 日、住民側の訴えを認めて、運転を禁じた。東京電力福島第一原発事故から 10 年、首都圏に唯一立地し、運転期間が 40 年を超えている原発の運転を、司法は認めなかった。
2012 年 7 月から 8 年以上続いた裁判は、原電のみが被告。原告側は 11 の論点を提示し、東海第二原発の危険性を指摘してきた。主に問われたのは、地震・火山リスクや人口密集地での稼働の是非。
東海第二原発の 30 キロ圏内には、日本の原発立地地域としては全国最多の約 94 万人が暮らす。原告側は、人口密集地にある原発はそもそも立地地域として不適当で、国の指針に違反していると訴えていた。
東海第二原発　日本原子力発電が 1978 年 11 月に営業運転開始。出力は 110 万キロワットで、電気を東京電力や東北電力に供給していた。東日本大震災時は外部電源を失い、冷温停止まで 3 日半かかった。都心に最も近い原発で、都庁までの距離は福島第一からの半分程度の約 120 キロ。重大事故が起きた場合、首都圏全域に甚大な被害を及ぼす可能性がある。2018 年 11 月に原子力規制委員会が最長 20 年の運転延長を認めた。再稼働の対策工事は 22 年 12 月に終わる見込み。再稼働には、東海村や水戸市など 6 市村の同意が必要となる。

・伊方原発 3 号機運転差し止め決定を取り消し　広島高裁異議審
＜毎日新聞　2021 年 3 月 18 日＞
https://mainichi.jp/articles/20210318/k00/00m/040/106000c
四国電力伊方原発 3 号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを命じた広島高裁の仮処分決定を受け、四電側が申し立てた異議審で、高裁（横溝邦彦裁判長）は異議を認めて差し止め決定を取り消した。高裁レベルの異議審で原発の運転停止を命じる司法判断が覆るのは、2011 年の東京電力福島第 1 原発事故後で 2 例目。
3 号機は現在、定期検査中で稼働していない。前回の差し止め決定の効力がなくなるため、四電は検査などを終えれば再稼働できる。
仮処分を申請したのは原発から 30～40 キロ圏内にある瀬戸内海の山口県島しょ部の住民 3 人。山口地裁岩国支部が 19 年 3 月、申し立てを却下したため、住民側が広島高裁に即時抗告した。

20 年 1 月の高裁決定は、四電による原発近くの断層の調査が不十分だとした上で、約 130 キロ離れた阿蘇カルデラ（阿蘇山、熊本県）の噴火想定も過小だと指摘。安全性に問題はないとした原子力規制委員会の判断は不合理だとし、運転を認めなかった。これを受け、四電側が異議を申し立て、即時抗告審とは別の横溝裁判長が審理していた。

伊方原発 3 号機を巡っては、広島高裁が 17 年 12 月、阿蘇山の破局的噴火で火砕流が原発敷地に到達する可能性があるとして運転を差し止めた。四電側が異議を申し立て、18 年 9 月の高裁が今回と同様に差し止め決定を取り消した。

伊方原発 3 号機

愛媛県西部から九州方面に延びる佐田岬半島の瀬戸内海側にある加圧水型軽水炉で、1994 年に運転を開始した。出力は 89 万キロワットで、ウラン・プルトニウム混合酸化物（MOX）燃料によるプルサーマル発電を行う。2011 年の福島第 1 原発事故後に停止したが、15 年 7 月に新規制基準に適合したと認められ、16 年 8 月に再稼働し、19 年 12 月から定期検査中。老朽化した 1、2 号機は廃炉作業が進められている。

・柏崎刈羽原発、最悪評価が確定　核防護不備、東電「意見なし」

＜共同通信　2021 年 3 月 18 日＞　https://this.kiji.is/745115971317809152?c=39546741839462401

東京電力は 18 日、柏崎刈羽原発（新潟県）の核物質防護不備を巡り原子力規制委員会が安全重要度を最悪レベルと暫定評価したことに対し、意見陳述はしないと規制委に回答した。最悪との評価が確定した。

東電の小早川智明社長は 18 日の参院予算委員会で「意見聴取の要望がない旨を規制委に回答した」と明らかにし、柏崎刈羽原発の地元への説明について「新型コロナウイルス緊急事態宣言が解除されたら、私もしっかりと地元の意見を聞き、説明したい」と述べた。

規制委の更田豊志委員長は、評価確定後に処分などの対応を検討する方針を示している。第三者による原因分析も求める考え。

[大震災対策]

・東日本大震災の教訓伝える「震災アーカイブ」閉鎖相次ぐ

＜NHK　2021 年 3 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210319/k10012922831000.html

****

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

・国内の発生状況について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Fe3Iap6H2zJhdjuHY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 3 月 18 日版）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1t-3CgxbYTXwIoxY

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tMNYWsGlw1NOcBY

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3NW9AAZRaz_6KMZY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tMNYWsGlw1NPgBY

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3 月 17 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wsujHhhPdSHkNlhY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例、海外の状況、変異株、その他）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6uOLNjBnXQnMG7BY

［対策・予防］

◇新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）
［官報］ 令和３年３月 18 日 特別号外 第 24 号 1 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318t00024/20210318t000240001f.html
---
◇新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）
［官報］ 令和３年３月 18 日 特別号外 第 24 号 1～12 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318t00024/20210318t000240001f.html

---→ 次号 掲載予定

◇省庁発表

・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました
＜厚生労働省 2021 年３月 17 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1t8BbWcKmwFBNMxY
・「検査に関する参考資料」に「都道府県別の変異株（ゲノム解析）確認数」を掲載しました。
＜厚生労働省 2021 年３月 17 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6uM9UVs2pz19CXBY
・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19
＜厚生労働省 2021 年３月 17 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tMNYWsGlw1NPMBY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省 2021 年３月 18 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wsujHhhPdSHkM9hY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・株式会社レッドスパイスに対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁 2021 年３月 18 日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/023454/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210318_01.pdf
消費者庁は、本日、株式会社レッドスパイスに対し、同社が供給する「SARARITO ウイルスブロッカー」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第５条第１号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令を行いました。 --→ 末尾［付録］

・ヨーロッパ各国 政府や専門家 高齢者にワクチン接種の効果指摘
＜NHK 2021 年３月 19 日＞ https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210319/k10012923051000.html

・アストラゼネカなどが開発のワクチン EU 当局「安全で効果的」
＜NHK 2021 年３月 19 日＞ https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210319/k10012923021000.html

---

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(3/17 更新)
＜大学プレエスセンター 2021 年３月 17 日＞ https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(3/12 更新)
＜大学プレエスセンター 2021 年３月 12 日＞ https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

---

◇マスコミ報道 見出し

・宣言解除後も急拡大警戒 感染の広がり封じ込めが課題

＜NHK　2021 年 3 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210319/1000061849.html

****

[3] 「硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン」の公表について

＜環境省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/109319.html

地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）対策の手引として、「硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン」を作成しました。

本書は、硝酸性窒素等による地下水汚染の問題がある地域において、地方公共団体等が a)現状把握、b)対策立案、c)取組推進、を行うための手順や方法を示したものです。

１．背景・経緯

硝酸性窒素等は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」28 項目の中で最も超過率が高く、複数の地域で環境基準を超過した状態が継続しています。硝酸性窒素等による地下水汚染は様々な供給源により発生しており、これらの供給源対策を実施するためには、地域の関係者が一体となって取り組むことが必要です。

令和２年６月 16 日に新たに閣議決定された水循環基本計画では、「健全な水循環の維持又は回復のための取組を府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的かつ一体的に推進する必要がある」とされています。

このような状況を踏まえ、環境省では、平成 28 年５月に作成した「硝酸性窒素等による地下水汚染対策マニュアル」を基に新たな知見等を追加し、対策の考え方や計画作成を推進するための「計画策定編」と、調査やモデル解析等の技術情報を提供する「技術・資料編」に分冊し、本書を作成しました。

２．本書の構成

本書の構成は次の通りです。

硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン 概要版
硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン ―計画策定編―
硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン ―技術・資料編―

３．本書の掲載場所

本書は、環境省ホームページに掲載します。URL は次の通りです。

https://www.env.go.jp/water/chikasui/post_91.html

****

[4] *化審法新規化学物質等の蓄積性に関するデータ*

◇平成 26 年度に判定済みの化審法新規化学物質等の蓄積性に関するデータを追加しました

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年 3 月 12 日＞

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/R2fy_tikuseki_shikenkekka.html

****

[5] *農薬*

◇「農薬登録情報提供システム」の更新のお知らせ

＜農林水産省　2021 年 3 月 10 日＞　https://pesticide.maff.go.jp/

・農薬登録情報・速報の更新のお知らせ（農薬登録情報提供システム移行に関するお知らせ）

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 3 月 10 日＞

http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 3 月 12 日＞

http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm

****

[6] *食品安全衛生関係*

◇ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210317.html

---

◇フランスのオー・ラン県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210317_3.html
---

◇日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動について
＜農林水産省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_shokuniku/210317.html
****

[7] *廃棄物関係*

◇PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和元年度）について
＜環境省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/109301.html
　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）に基づき PCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、令和２年３月 31 日現在の PCB 廃棄物の保管等の状況について取りまとめました。
　平成 31 年３月末時点の保管等の状況と比較して、高濃度 PCB を含有する機器のうち、変圧器が約 700 台、コンデンサー（３kg 以上）が約 14,000 台、安定器が約 800,000 個、数量が減少していること等が確認できました。
　PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めていくためには、PCB 廃棄物の数量を確実に把握しておくことが重要であることから、都道府県等に対し、保管事業場の確実な把握を進めるとともに、PCB 廃棄物が適正に保管され、不適正な処理が生じないよう事業者に対する指導、助言の徹底に努めるよう指導を行っていくこととしています。
１．集計の範囲
　都道府県等において PCB 廃棄物を保管する事業者から届出のあった PCB 廃棄物の種類毎の保管量及び PCB 使用製品の種類毎の使用量を集計したものを環境省において集計しました。PCB 廃棄物の種類は、以下のとおり分類しました。
廃棄物の種類及び製品の種類
①変圧器（トランス）　②コンデンサー（3kg 以上）　③コンデンサー（3kg 未満）
④柱上変圧器（柱上トランス）⑤安定器　⑥PCB を含む油　⑦感圧複写紙　⑧ウエス　⑨OF ケーブル
⑩汚泥　⑪塗膜　⑫その他の機器　⑬その他
※PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領に示す「廃棄物の種類」及び「製品の種類」を簡潔に整理したもの。
２．令和２年３月 31 日現在の PCB 廃棄物の保管等集計結果
　全国の集計結果を表－１及び表―２に、都道府県単位の集計結果を表－３～表－15 に示します。
添付資料
・表１～表２　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115836.pdf
・（参考）平成 30 年度末時点の PCB 廃棄物の保管等の状況及び令和元年度末時点への変化量
　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115837.pdf
・表３～表 15　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115838.pdf
****

[8] *調査、公募、意見募集等*

[公募、意見募集等]
◇令和 3 年度　厚生労働科学研究費補助金公募要項（2 次）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Fe3JpHq9pEahBcmHY

◇GIGA スクール構想の実現に向けた調達等に関する状況について
＜文部科学省　2021 年 3 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1aacwXlz5ytrbI

◇令和 3 年度「学校教育における外部人材活用事業」の公募について
＜文部科学省　2021 年 3 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1aacwXlz5ytrbG

◇「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」第 14 期応募状況について

＜文部科学省　2021 年 3 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1cacxafYaxylbG

◇令和 3 年度「先端研究基盤共用促進事業（先端研究設備プラットフォームプログラム）」の公募について
＜文部科学省　2021 年 3 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1cacxafYaxylbJ

◇令和 3 年度「先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）」の公募について
＜文部科学省　2021 年 3 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1cacxafYaxylbK

［公募結果、意見募集結果］

◇食品表示基準の一部改正案に関する意見募集の結果の公示について
＜消費者庁　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023479/
****

[9] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産省告示第 391 号）
　　［官報］　令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号　 140～145 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590140f.html
---

◇デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議　中間まとめ
＜文部科学省　2021 年 3 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1aacwXlz5ytrbE

◇商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の標章を指定した件（経済産業省告示第 44 号）
　　［官報］　令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号 146 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590146f.html
---

◇商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグローバル・グリーン成長機構の標章を指定した件（経済産業省告示第 45 号）
　　［官報］　令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号　146 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590146f.html
---

◇商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際労働機関の標章を指定した件（経済産業省告示第 46 号）
　　［官報］　令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号　147 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590147f.html
---

◇商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際法定計量機関の標章を指定した件（経済産業省告示第 47 号）
　　［官報］　令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号　147 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590147f.html
---

◇商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたたばこ製品の不法な取引の根絶に関する議定書の標章を指定した件（経済産業省告示第 48 号）
　　［官報］　令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号　147 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590147f.html

---

◇商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の標章を指定した件（経済産業省告示第 49 号）

［官報］ 令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号　148 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590148f.html

---

◇商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたオゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の標章を指定した件（経済産業省告示第 50 号）

［官報］ 令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号　148 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590148f.html

---

◇商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の標章を指定した件（経済産業省告示第 51 号）

［官報］ 令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号　148 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590148f.html

---

◇商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の標章を指定した件（経済産業省告示第 52 号）

［官報］ 令和 3 年 3 月 18 日　号外　第 59 号　148 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210318/20210318g00059/20210318g000590148f.html

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和２年度ばい煙発生施設影響評価検討会（第３回）の開催について　　３月 22 日、ライブ配信

＜環境省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/109358.html

（１）ばい煙発生施設影響評価検討会報告書（案）について

（２）その他

・食品安全委員会（第 809 回）の開催について【3 月 23 日開催】　　web 上

＜内閣府　2021 年 3 月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai809.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・器具・容器包装　１案件

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームに用いられる容器包装の規格の一部改正について

・遺伝子組換え食品等　３品目

除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性カラシナ RF3

JPAN009 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ

JPAN006 株を利用して生産されたリパーゼ

（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「BML780 MDT06-221 株を利用して生産された α-アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの設置について（案）
（４）令和３年度食品安全モニターの依頼について
（５）その他
・肥料・飼料等専門調査会（第 159 回）の開催について【3 月 26 日開催】　　Web 会議
＜内閣府　2021 年 3 月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_159.html
（１）動物用医薬品・飼料添加物（バシトラシン）の食品健康影響評価について
（２）その他
・肥料・飼料等専門調査会（第 160 回）の開催について（非公開）【3 月 26 日開催】　　Web 会議
＜内閣府　2021 年 3 月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_160.html
（１）対象外物質（安息香酸）の食品健康影響評価について
（２）飼料添加物（安息香酸を有効成分とする飼料添加物）の食品健康影響評価について
（３）飼料添加物（Trichoderma reesei JPTR003 株を用いて生産されたムラミダーゼ濃縮・精製物を原体とする飼料添加物製剤）の食品健康影響評価について
（４）動物用医薬品・飼料添加物（ナイカルバジン）の食品健康影響評価について
（５）その他
・第２回「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」（オンライン）開催案内
　　３月 29 日、ライブ配信
＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-vMtQUsmty1tHCBY
（１）健康の保持増進に関するものとして、活力ある持続可能な社会の実現を目指す観点から、
　　優先して取り組むべき栄養課題等について
（２）その他
・「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた 検討会」の開催　　３月 23 日、WEB 会議
＜消防庁　2021 年 3 月 17＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/20210317_yobou_01.pdf
検討項目
・電子申請等の対象となる手続の優先順位に関する事項
・電子申請等に用いるシステム構成等に関する事項
・電子申請等の様式に関する事項
・電子申請等の導入による業務プロセスに関する事項
・電子申請等の普及方法等に関する事項 等

[開催記録、報告、資料等]
・第 44 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会　資料　　３月 18 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tO7BgBXbTn8KsBY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会）　　3 月 18 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Fe3Iap6H2zJhdjWHY
（１）新型コロナワクチンの接種順位等について
（２）新型コロナワクチンの接種の実施状況について
（３）新型コロナワクチンの接種間隔について
（４）その他
・令和 2 年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議資料
＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-vMtQUsmty1tEqBY
・第 27 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 3 月 17 日開催）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n2dDLvA3Lswrj0INY
****

[13] ***海外の化学物質管理情報***
　＊）化学物質国際対応ネットワークマガジン　第 111 号　2021 年 3 月 16 日　から。

注釈なし　　NITE 化学物質管理関連情報 第 525 号 2021 年 3 月 17 日　から

○国際

・Series on Testing and Assessment: publications by number No. 313 Report of the validation study and report of the peer review of the validation of the vitrigel eye irritancy test method in test guideline 494

＜経済協力開発機構(OECD)　2021/03/09＞

http://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm

OECD は、眼刺激性試験法 TG 494 に含まれる Vitrigel-EIT (Eye Irritancy Test) に類似または変更した方法を評価するためのパフォーマンス基準 (PS) について説明した試験と評価に関する出版物 No. 313 を掲載した。

Series on Testing and AssessmentNo. 313 →

http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=ENV-CBC-MONO(2021)6%20&doclanguage=en

---

○欧州

・COMMISSION DELEGATED DIRECTIVE (EU) .../... amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex IV to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards the validity period of an exemption for the use of mercury in electric rotating connectors used in intravascular ultrasound imaging systems

＜欧州委員会(EC)　2021/03/08＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AC%282021%291442&qid=1615243729868

欧州委員会 (DG Environment) は、科学技術の進捗に適合させる目的で、血管内超音波画像システムで使用される電気回転コネクタ中の水銀の使用免除の有効期限に関して、欧州 RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 IV を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開した。この委任指令(案)は、附属書 IV のエントリー42 を改正するもので、免除の有効期限を 2026/6/30 までとするもの。

・Commission Delegated Regulation (EU) 2021/407 of 3 November 2020 amending Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council to include citric acid as an active substance in Annex I thereto

＜欧州委員会(EC)　2021/03/09＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0407&qid=1615338150074

欧州委員会 (DG Environment) は、欧州殺生物性製品規則 (EU) No 528/2012 の附属書 I にクエン酸 (CAS RN 77-92-9) を活性物質として追加し改正する 2020/11/3 付け欧州委員会委任規則 (EU) 2021/407 を官報公示した。

この委任規則は官報公示の 20 日後に発効する。

・Biocides Committee proposes not to approve four silver-containing active substances

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021/03/08＞

https://www.echa.europa.eu/-/biocides-committee-proposes-not-to-approve-four-silver-containing-active-substances

ECHA は、殺生物性製品委員会 (BPC) が、以下の 4 種の銀を含有する活性物質の製品型 4(飲料水を含む食品および飼料に接触する機材の消毒剤)の殺生物性製品への承認を支持しないことを結論付けたと報じている。

- silver zinc zeolite
- silver zeolite
- silver copper zeolite
- silver sodium hydrogen zirconium phosphate

・Substances of very high concern identification

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021/03/09＞

https://www.echa.europa.eu/substances-of-very-high-concern-identification

ECHA は、スウェーデン、ドイツ、ノルウェー、フランスなどから REACH 規則の高懸念物質 (SVHC) の候補物質リストに追加することを提案された 8 物質(群)についての意見募集を開始した。意見提出は 2021/4/23 まで。

・ECHA Weekly - 10 March 2021
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 3 月 10 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-10-march-2021
ECHA は ECHA Weekly の 2021/3/10 版を掲載した。
・New ECETOC guidance says there isn’t any scientific justification for using chemical doses that cause pain or suffering in animal testing
＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021 年 3 月 10 日＞
https://www.ecetoc.org/mediaroom/new-ecetoc-guidance-says-there-isnt-any-scientific-justification-for-using-chemical-doses-that-cause-pain-or-suffering-in-animal-testing/
ECETOC は、動物実験で高用量の化学物質を選択することについての科学的正当性はないとする用量選択に関する新しいテクニカルレポート（TR No. 138 - ECETOC Guidance on Dose Selection）を公開した。
TR No. 138 →
https://www.ecetoc.org/wp-content/uploads/2021/03/ECETOC-TR-138-Guidance-on-Dose-Selection.pdf
・[J-NET21]ビジネス Q&A 化学物質管理 Q1381　　UK の EU 離脱後の REACH 規則の義務はどのようになるのでしょうか。
＜中小企業基盤整備機構　2021 年 3 月 12 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1381.html
　　標記記事が掲載された。

○米国

・米国における最新動向　＊）
（１）TSCA インベントリの更新を公表
　米国環境保護庁（EPA）は、2021 年 2 月 3 日、改正有害物質規制法（TSCA）に従って、化学物質インベントリの非機密部分に対する最新の更新を公表しました。
　EPA によると、TSCA インベントリには現在 86,557 の化学物質が含まれており、そのうち 41,864 の化学物質が米国で積極的に利用されています。本インベントリには、化学物質の商業活動、商業ステータス、ポリマー免除等の規制フラグ、TSCA セクション 4 の試験命令、および TSCA セクション 5 の重要な新しい使用規則（SNUR）に関する追加情報が含まれています。
　EPA は、機密ではない TSCA インベントリ・データを半年ごとに更新しており、TSCA インベントリの次の定期的な更新は、2021 年の夏に予定されています。
EPA TSCA 化学物質インベントリ（英語）
https://www.epa.gov/tsca-inventory/how-access-tsca-inventory
（２）EPA が TSCA CBI レビューに関する更新データを公開
　EPA は、2021 年 2 月 8 日、改正 TSCA の営業機密情報（CBI）レビュー統計の更新を公開しました。
　2019 年、EPA は、TSCA の下での責任を果たしながら、透明性への取り組みを果たすために、完了した TSCA CBI の決定とレビューに関する情報と統計の公開を開始しました。EPA は、TSCA セクション 14（g）(1) に基づき、CBI 請求の受領から 90 日以内に以下の措置を講じる必要があります。
・化学物質が商業的流通のために提供された後、化学的同一性に関する CBI 主張に関する内容をレビューして決定する。
・実証とレビューを免除されていない他の CBI 主張の少なくとも 25%の代表的なサブセットに関する内容をレビューして決定する。
　CBI レビュー統計は、現在レビュー中の CBI ケースの数と、2020 年 12 月 28 日までに完了したレビューの結果をまとめたものです。さらに、EPA は、2020 年 12 月 28 日までに完了した TSCA CBI 決定の詳細を示すスプレッドシートをリリースしました。
TSCA CBI レビュープログラムの統計（英語）
https://www.epa.gov/tsca-cbi/statistics-tsca-cbi-review-program
（当記事（１）、（２）は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

・EPA Seeks Public Comment on Protecting Human Health and the Environment from PBT Chemicals
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021/03/08＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-public-comment-protecting-human-health-and-environment-pbt-chemicals
EPA は、バイデン・ハリス政権の大統領命令と指令に従い、2021/1/6 に TSCA 第 6 条に基づき公布された難分解性、生体蓄積性、および毒性（PBT)を有する特定の化学物質に対するの 5 つの最終規則について、追加の 60 日間の意見募集を行うことを発表した。これは規則を再検討し、必要な変更を加えることで人健康と環境を確実に保護することを意図するものと説明している。さらに利害関係者からの情報により、リン酸トリス（イソプロピルフェニル）（PIP（3:1))を含む成形品が多様な電子機器に影響を与える可能性があることから、EPA は、一部の PIP（3:1)が添加された成形品および成形品に使用するための PIP（3:1)の加工と配給の禁止に関し、当局が執行の裁量を行使することを示す一時的な 180 日間の「No Action Assurance」を発行している。
・Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for January Through December 2020
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 10 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/10/2021-04978/certain-new-chemicals-or-significant-new-uses-statements-of-findings-for-january-through-december
EPA は、TSCA 第 5 条(a)に基づいて提出された製造前届出(PMN)、微生物商業活動届出(MCAN)、および重要新規利用届出(SNUN)に対し、2020/1/1 から 2020/12/31 までの期間に、これらの新規の化学物質または重要な新規利用が不当なリスクをもたらす可能性は低いと認定したものを TSCA 第 5 条(g)に従い官報公示した。
・Mercury Salts, Inorganic Systematic Review Protocol for the Inorganic Mercury Salts IRIS Assessment (Preliminary Assessment Materials)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 11 日＞
https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=349284
EPA は、30 日間の公開レビューと意見募集のため、無機水銀塩の IRIS 評価の体系的レビュープロトコルの草案（予備的評価資料）をリリースした。意見募集は 2021/3/11 より 2021/4/12 まで。EPA の官報公示 →
https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/11/2021-05084/availability-of-the-systematic-review-protocol-for-the-inorganic-mercury-salts-integrated-risk
・Revisions to the Unregulated Contaminant Monitoring Rule (UCMR 5) for Public Water Systems and Announcement of Public Meeting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 11 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/11/2021-03920/revisions-to-the-unregulated-contaminant-monitoring-rule-ucmr-5-for-public-water-systems-and
EPA は、公共用水システムのための規制されていない汚染物質監視規則（UCMR 5）の改訂と公開協議の実施を官報公示した。EPA は、公共用水システムで、29 種のペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）と、リチウムの発生データを収集することを要求する安全飲料水法（SDWA）に基づく規則を提案しており、この提案に関し 2 回の Web 公開会議を開催することを発表している。この EPA の提案に対する意見提出は 2021/5/10 まで。
・EPA to Request Additional Input on the Lead and Copper Rule
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 10 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-request-additional-input-lead-and-copper-rule
EPA は、安全飲料水法（SDWA）の下で改訂された鉛および銅規則（LCR）の発効日を延期することを発表した。これにより飲料水中の鉛曝露の最もリスクの高いコミュニティーからのさらなる意見を求めることができると説明している。第一の行動として、改訂 LCR の発効日を 2021/3/16 から 2021/6/17 まで延期する最終規則を発表すること。また第二の活動としては発効日を 2021/12/16 まで延長することを提案し、改訂された LCR の遵守日を 2024/9/16 まで延長することを提案するもので、この提案が官報公示された後 30 日間の意見募集を行うとしている。
・National Primary Drinking Water Regulations: Lead and Copper Rule Revisions; Delay of Effective and Compliance Dates

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 12 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/12/2021-05270/national-primary-drinking-water-regulations-lead-and-copper-rule-revisions-delay-of-effective-and
EPA は、2021/1/15 に官報公示した鉛および銅規則改訂(LCRR)の発効日を 2021/3/16 から 2021/12/16 に遅らせ、遵守日である 2024/1/16 を 2024/9/16 まで遅らせることを提案する提案規則を官報公示した。
この提案規則への意見提出は 2021/4/12 まで。
・National Primary Drinking Water Regulations: Lead and Copper Rule Revisions; Delay of Effective Date
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 3 月 12 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/12/2021-05271/national-primary-drinking-water-regulations-lead-and-copper-rule-revisions-delay-of-effective-date
EPA は、2021/1/15 に官報公示した鉛および銅規則改訂(LCRR)の発効日を 2021/3/16 から 2021/6/17 に遅らせる最終規則を官報公示した。ただし、この最終規則では遵守日である 2024/1/16 は変更されないとしている。

○カナダ

・Ethers Group
＜カナダ　2021 年 3 月 13 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/ethers-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づきエーテルグループの 4 物質に関するスクリーニング評価案を公開し、2021/5/12 まで 60 日間の意見募集を開始した。評価案ではエーテルグループの 4 物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。
カナダ官報 → https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-03-13/html/notice-avis-eng.html#na2
・Piperazine
＜カナダ　2021 年 3 月 13 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/piperazine.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づきピペラジン（CAS RN 110-85-0)のスクリーニング評価案を公開し、2021/5/12 まで 60 日間の意見募集を開始した。評価案ではピペラジンはカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。
カナダ官報 → https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-03-13/html/notice-avis-eng.html#na4
・Thiophosphate Alkyl Esters Group
＜カナダ　2021 年 3 月 13 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/thiophosphate-alkyl-esters-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、チオリン酸アルキルエステルグループのスクリーニング評価案とリスク管理の適用範囲案を公開し、2021/5/12 まで 60 日間の意見募集を開始した。
カナダ官報 → https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-03-13/html/notice-avis-eng.html#n
---

○ロシア

・ロシアにおける最新動向　＊）
職場と環境に関する法律の大幅な変更を公表
　ロシア連邦消費者権利・人間福利保護監督庁（Rosspotrebnadzor）は、2021 年 2 月 3 日、新たな法令 No.2 衛生規則と規範 SanPiN1.2.3685-21「環境要因の人間への安全性と無害性を確保するための衛生基準と要件」を公表しました。新しい法令は、様々な環境における有害物質の職業ばく露限界（OEL）および暫定安全ばく露レベル（TSEL）を含む、既存の全ての職場および環境の法令に取って代わることになります。

本法令は、衛生規制の変更に関する 2019 年の計画の結果であり、食品から職場や環境に至るまでの幅広いトピックに関する既存の基準、規範、および規則を更新するためのものです。このプロセスの主要な機関は、連邦消費者権利・人間福利保護監督庁であり、2019 年に衛生および疫学の規則と衛生基準を規制する規範的な法的行為の数を 424 から 10 に減らす計画を発表しています。

新しく公開された SanPiN1.2.3685-21 は、化学物質の既存の環境、健康および安全の制限値を単に置き換えるだけでなく、EHS の既存の要件を再構築しています。法令には、物質の種類や規制された環境等様々な基準に細かく分割された何百もの表が含まれています。

この法令は、以下の職場と環境の安全を規制する 117 の既存の法令の撤回を含んでおり、それらの中には、ロシアの安全パスポート（SDS）の内容を決定するいくつかの法令も含まれています。

・SanPin 2.2.5.3391-16：職場における有害物質の最大許容濃度（MAC）
・GN 2.1.6.2309-07：人口密集地域の大気中の汚染物質の暫定的な安全ばく露レベル
（TSEL）
・GN 2.1.5.2307-07：家庭用、料理用、文化用、福祉用水使用の水対象物中の化学物質の暫定許容レベル（TAL）
・GN 2.1.7.2041-06：土壌中の化学物質の最大許容濃度（MAC）

この法令は、既存の EHS 基準が取り消されたと見なされる 2021 年 3 月 1 日に施行され、SanPiN 1.2.3685-21 は 2027 年 3 月 1 日まで有効です。

ロシア公式インターネットポータル（ロシア語）
http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202102030022?index=465&rangeSize=1
（当記事は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

○アジア

・**中国**における最新動向　＊）

新規化学物質初回活動報告及び 2020 年度活動報告の提出に関する通知

中国生態環境部固体廃棄物及び化学品管理センターは、2021 年 1 月 29 日、新規化学物質初回活動報告及び 2020 年度活動報告の関連事項について通知を公表しました。本通知の主な内容は、「12 号令及び付随する指南」及び「移行措置政策」における初回活動報告と年度報告に対する要件と一致しています。報告の対象及び締め切りについて、次のように改めて強調しています。

1. 初回活動報告の適用対象と締め切り

12 号令にしたがい常規（通常）または簡易登記証を取得した新規化学物質及び 7 号令にしたがい常規登記証を取得した新規化学物質は、初回生産活動を行った日または初回輸入活動を行い使用者に引き渡した日から 60 日以内に、生態環境主管部門に初回活動報告を提出しなければならない。

2. 年度活動報告の適用対象と締め切り

7 号令で重点環境管理類新規化学物質に該当する場合、毎年 4 月 30 日までに生態環境主管部門に年度活動報告を提出しなければならない。

また、本通知の公表にしたがい、当局申請システムの初回活動報告と年度報告の関連機能も正式に使用可能となりました。

中国生態環境部　公告（中国語）
https://www.meescc.cn/zhxx/tzgg/202101/t20210129_819353.shtml
（当記事は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

・**韓国**における最新動向　＊）

既存化学物質の更新について

韓国環境部は、2021 年 2 月 5 日、第 2021-23 号告示を公布し、既存化学物質の一部を改定しました。既存化学物質リストの付表 2 において、番号 2004-3-2611 等の類名の形でリストに収載された 232 物質の全ての名称を開示しました。また、番号が 2015-3-6196 等の 4 物質を削除し、さらに番号が 2005-3-3297 の物質の CAS 番号を修正しました。本告示

日から即施行となっています。
韓国化学物質管理協会（KCMA） News（韓国語）
https://www.kcma.or.kr/sub_info/info_4_4.asp?b_name=me_news01&mode=read&IDX=6179
（当記事は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

・台湾における最新動向　＊）
登録オンラインシステムに事前の年度申告機能を追加
　台湾化学物質登録プラットホーム 15 条登録（すなわち、第一段階登録）システムに、最近新たな機能が加わりました。登録データを提出する際、あわせて前年度（2020 年）の実際の運用量をアップロードでき、また、当該データは期限まで（すなわち、2021 年 9 月 30 日）まで、いつでも修正できるようになりました。(2020 年は、申告期間の 6 月～7 月になってようやく、15 条登録での申告機能が追加されました。)。当該機能は強制性の規定ではなく（事前申告したくない場合、システムでの 2020 年運用量実績にはとりあえず 0 を選択でき、その後、実際の運用量により修正できます。)、単に登録事業者側に便宜を提供するものです。事業者が登録を行う際には、一括して先に昨年度の年度申告データを提出した場合には、4 月～9 月の年度報告期間に改めて申告する必要はありません。
（当記事は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

・タイにおける最新動向　＊）
（１）化学品法（草案）(2021 年 1 月 7 日版）公表
　タイ食品医薬品局に所属する国家化学品政策発展センター（IPCS）は、2021 年 1 月 7 日、更新版の「化学品法」草案を公表しました。これまで 2 つの草案を公表してきたものの（初版草案は 2019 年 4 月、第 2 版草案は 2019 年 9 月に公表されました)、当局は現時点で本版が第 3 版とは見做さないとしています。本草案は事業者に改訂内容を知らせたのみで、意見募集はまだ始まっていません。
　今回の草案は、全 108 条で、第 2 版の改訂草案より 8 条増加しています。目次自体は第 2 版の改訂草案と一致しており、通則、第１章「委員会」、第２章「化学品管理プロセスと手順」、第３章「化学品管理面の推進措置」、第４章「責任と義務」、「暫定規定」という 6 つのパートから構成されています。
タイ食品医薬品局 公告（タイ語）
http://thaiipcs.fda.moph.go.th/(%E0%B8%A3%E0%B9%88%E0%B8%B2%E0%B8%87)%E0%B8%9E.%E0%B8%A3.%E0%B8%9A.%E0%B8%AA%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A1%E0%B8%B5%20%E0%B8%9E.%E0%B8%A8.%20...(%E0%B8%A7%E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%97%E0%B8%B5%E0%B9%88%207%20%E0%B8%A1%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%84%E0%B8%A1%202564).pdf
（２）「食品医薬品局が規制する有害物質のラベル B.E…. （草案)」への意見を公募
　タイ食品医薬品局は、2019 年 11 月に、食品医薬品局が規制する有害物質のラベル（草案）に対して初回の意見公募を行いました。これについて、多方面からの意見を踏まえてラベル上の内容を再検討したところ、国連 GHS 改訂第 8 版における小さな容器包装の場合について草案に新たに関連規定を追加しなければならないことが明らかとなりました。従って、初回の草案に以下の内容が追加されています。
　なお、本草案についての意見募集が 2021 年 2 月 26 日まで行われました。
１．タイ国内で製造・販売又は保有する有害物質の容器が、ラベルの記載内容を完全に表示できないほど小さい場合、容器に貼り付けるラベルには少なくとも「有害物質名称（有効成分が有害物質の場合）／有害物質の含有量／商品名称／絵表示及び注意喚起語」を表示しなければならない。その他内容は、外包装箱のラベルまたは別刷り
に表示することができる。
２．本公告が発効する前に、タイプ 1 有害物質の実際状況を報告またはタイプ 1 有害物質を登録した製造者及び輸入者は、本公告の規定にしたがいラベルを修正することが求められる。ただし、当該公告の発効後 1 年間は、残った旧ラベルを継続して使用することができる。
タイ食品医薬品局　公告（タイ語）
https://www.fda.moph.go.th/sites/Hazardous/SitePages/Content.aspx?IDitem=143

（当記事（１）、（２）は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

・ベトナムにおける最新動向　＊）

有害化学物質の安全性に関する国家技術規則を発表

ベトナム商工省（MoIT）は、2020 年 12 月 21 日、有害化学物質の生産、商業、使用、保管および輸送における安全性に関する通達（No.48/2020/TT-BCT）および国家技術規則（QCVN05A:2020/BCT）を公表しました。

本通達は 2021 年 1 月 21 日に発効し、2022 年 1 月 1 日に施行されます。2021 年 1 月 21 日、この規制の施行日より前に事業を行っていた企業に対して 18 か月の移行期間が MoIT によって提案されました。

この規制では職場での有害化学物質の管理にしたがって、新しい要件が追加されています。通達 No.48/2020 / TT-BCT と一緒に発行されるのは、QCVN 05:2020/BCT という国内技術規制であり、国連 GHS 該当物質を含む職場での有害化学物質の製造、取扱、使用、保管、および輸送に関連する健康と安全に対するリスクを管理するための要件を規定しています。具体的に、QCVN 05A:2020/BCT には次の要件に関連する規定で構成されています。

・容器、倉庫および有害な化学物質関連の活動がある領域のラベル、絵表示、標識は、目に見えて読みやすい場所に配置
・化学品事故への対応と環境保護
・化学品容器とラベリング
・有害化学物質のばく露
・非常に有害な化学物質（爆発性、腐食性、毒性）の製造、使用、保管
・輸送車両のコンテナ、保管場所、施設、設備、施設など、その他の安全管理

QCVN 05A:2020 / BCT（ベトナム語）

http://sctyenbai.gov.vn/sites/default/files/thong_tu_ban_hanh_qcvn.pdf

（当記事は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・長野県の環境試料（水）における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 51 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/109369.html

---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・三井海洋開発、「燃える氷」の採掘技術　国産水素原料に　　21 年度に掘削実験　脱炭素に活用

＜日経新聞　2021 年 3 月 17 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQODZ03E020T00C21A3000000/

三井海洋開発は水素の原料となるメタンを海底から採掘する技術を開発する。日本近海の比較的浅い海底の表層部に眠るメタンが近年確認されたことを受け、石油などを海底から効率的に吸い上げる自社技術を応用する。現在、水素の調達は輸入した天然ガス由来などが一般的だ。日本近海に豊富にあるメタンを活用すれば、水素の安定確保にもつながりそうだ。

政府が目標とする 2050 年までの温暖化ガス排出「実質ゼロ」には、燃やしても二酸化炭素...

****

[付録]

◇株式会社レッドスパイスに対する景品表示法に基づく措置命令について　　*上記［2］関係*

＜消費者庁　2021 年 3 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023454/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210318_01.pdf

消費者庁は、本日、株式会社レッドスパイスに対し、同社が供給する「SARARITO ウイルスブロッカー」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

措置命令の概要

⑴ 対象商品
「ＳＡＲＡＲＩＴＯウイルスブロッカー」と称する商品（以下「本件商品」という。）
⑵ 対象表示
ア 表示の概要
(ｱ) 表示媒体
ａ 容器包装
ｂ 自社ウェブサイト
(ｲ) 表示期間
ａ 容器包装
令和２年５月１日、同年６月１日から同年８月２０日までの間及び令和３年１月８日
ｂ 自社ウェブサイト
令和２年８月６日、同年９月２８日、同年１０月１日、同月１４日及び同月１９日
(ｳ) 表示内容（別紙１ないし別紙４）
例えば、令和２年５月１日に、容器包装において、「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」、「家・電車・オフィス・学校・病院等 ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」並びに「ＳＡＲＡＲＩＴＯ サラリト ウイルスブロッカー」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト等を表示するなど、別表１「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除去又は除菌される効果を得られるかのように示す表示をしていた。
イ 実際
前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第７条第２項の規定に基づき、レッドスパイスに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
ウ 打消し表示
前記ア(ｳ)の表示について、例えば、令和２年５月１日に、容器包装において、「※使用環境によって効果が異なります。」、「〇本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」及び「〇使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」と表示するなど、別表２「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ｳ)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。
⑶ 命令の概要
ア 前記⑵アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記⑵アの表示と同様の表示を行わないこと。
********** 以上 **********